

紙類の判断の基準等の設定に係る検討経緯について

1. 率先実行計画における推奨リストの策定

(1) 率先実行計画

第一次環境基本計画(平成6年12月閣議決定)における4つの長期的な目標の「参加」の施策の一つの柱として、「国の事業者・消費者としての環境保全に向けた取組の率先実行」が掲げられ、これに基づき、国の各行政機関共通の実行計画として、平成7年6月に「国の事業者・消費者としての環境保全に向けた取組の率先実行のための行動計画」(以下「率先実行計画」という。)が閣議決定され、国自らが事業者・消費者として行う通常の経済活動に伴う環境への負荷の低減に向け、自主的積極的に取り組む姿勢を明確化するとともに、グリーン購入の推進のために、「物品等の環境負荷の少ない仕様、材質等に関する推奨リスト」(以下「推奨リスト」という。)の策定を検討することが定められた¹。

(2) 推奨リストの検討

推奨リストの検討に当たっては、学識経験者等からなる「物品調達推奨リスト策定委員会」を設置した。さらに、各分野における詳細な検討を実施するため、委員会の下にワーキンググループを設け、紙類の基準については、事業者団体として日本製紙連合会が参画し、具体的な検討を行った。

(3) 分野別ガイドライン

「物品等の環境負荷の少ない仕様、材質等に関する推奨リスト制度実施要領」(平成10年3月23日付環境庁告示第7号)において、紙類(情報用紙及び印刷用紙)に係る以下の分野別ガイドラインが定められた。

¹ 紙類、文具、機器、家電製品、OA機器及び公用車等の6分野について定めることとされていた。また、推奨リストは、基本原則、分野別ガイドライン及び個別製品リストの3つから構成され、それぞれ以下のように定義されている。

【基本原則】率先実行計画に基づき、推奨リストの意義、性格及び分野別ガイドライン作成の基本的考え方等を示したもの。

【分野別ガイドライン】紙類、文具、機器、家電製品、OA機器、公用車等の製品分野別に環境への配慮の方針を示したものであり、個別製品リストにおいて示すべき環境配慮情報の内容を規定するもの。

【個別製品リスト】分野別ガイドラインに基づき、製品の環境配慮情報を示したもの。

なお、情報用紙、印刷用紙ともに平成 12 年度末を目途に、古紙配合率の引き上げが明記されている（2 年間程度の経過措置の設定）。

情報用紙に係る分野別ガイドライン（抜粋）

「物品等の環境負荷の少ない仕様、材質等に関する推奨リスト」
分野別ガイドラインー紙類（情報用紙）ー

3 個別製品リストに記載すべき環境配慮情報

(1) 個別製品リストへの掲載条件となる環境配慮情報の内容

- ① コピー用紙については、古紙配合率 70%以上かつ白色度 70%程度以下であること。
なお、古紙配合率については、平成 12 年度末を目途に 100%とする。
- ② フォーム用紙については、古紙配合率 70%以上かつ白色度 70%程度以下であること。

(2) その他の環境配慮情報

- ① 市中回収古紙配合率
- ② 表面塗工の有無及び表面塗工量

（以下略）

印刷用紙に係る分野別ガイドライン（抜粋）

「物品等の環境負荷の少ない仕様、材質等に関する推奨リスト」
分野別ガイドラインー紙類（印刷用紙）ー

3 個別製品リストに記載すべき環境配慮情報

(1) 個別製品リストへの掲載条件となる環境配慮情報の内容

- ① 微塗工印刷用紙及び塗工印刷用紙については、古紙配合率 50%以上であること。
なお、古紙配合率については、平成 12 年度末を目途に 70%以上とする。
- ② 非塗工印刷用紙については、古紙配合率 50%以上かつ白色度 70%程度以下であること。
なお、古紙配合率については、平成 12 年度末を目途に 70%以上とする。

(2) その他の環境配慮情報

- ① 市中回収古紙配合率
- ② 表面塗工の有無及び表面塗工量
- ③ リサイクルしにくい加工の有無

（以下略）

（４）個別製品リスト掲載製品

「物品等の環境負荷の少ない仕様、材質等に関する推奨リスト制度実施要領」に

基づく最初の個別製品リストは、平成 10 年 6 月に第 1 版が作成された。個別製品リストに登録されているコピー用紙 42 製品²のうち、古紙配合率 100%かつ白色度 70%程度以下の製品は既に 17 製品となっていた。また、微塗工印刷用紙及び塗工印刷用紙 86 製品のうち、古紙配合率 70%以上の製品は 34 製品となっていた。

個別製品リストは、毎年改定され平成 12 年 9 月に第 3 版が作成され、古紙配合率 100%かつ白色度 70%程度以下のコピー用紙は 58 製品中 30 製品と過半数、微塗工印刷用紙及び塗工印刷用紙 133 製品のうち、古紙配合率 70%以上の製品は 51 製品となっていた。

2. グリーン購入法の判断の基準等

(1) 判断の基準等の検討

平成 12 年 5 月に成立したグリーン購入法の基本方針（特定調達品目及び当該品目に係る判断の基準等を含む）を策定するため、「物品調達推奨リスト策定委員会」を引き継ぎ「グリーン購入法に係る特定調達品目検討委員会（後に「特定調達品目検討会」に改称）」を設置し、検討を進めることとなった。また、具体的な特定調達品目及びその判断の基準等の検討のため、7 つの作業部会を設け、紙類に係る検討は第 1 作業部会³において実施された。

なお、具体的な検討に当たっては以下の考え方を基本とした。

- ① 物品調達推奨リスト策定委員会において分野別ガイドラインを検討中（または予定）であった分野・品目（6 分野）については、可能な限り、当該基準案を活用する
- ② 可能な範囲で既存の環境ラベル等の基準を参考とする

(2) 紙類に係る判断の基準等の検討

紙類に係る特定調達品目としては、第 1 回の特定調達品目検討委員会で提示した情報用紙（コピー用紙、フォーム用紙）、印刷用紙（塗工印刷用紙、微塗工印刷用紙、非塗工印刷用紙）、衛生用紙（トイレットペーパー）とし、当該品目に係る判断の基準等の検討を行い、現在の判断の基準等⁴となった。

² 申請者の申請内容に基づき個別製品リストに掲載された製品

³ 第 1 作業部会は紙類、文具、機器（現オフィス家具等）を検討することとされ、効率的な検討のために前記の 3 つの分野別にそれぞれ具体的な検討を行った。なお、紙類に係る検討への参画団体は日本製紙連合会、機械すき紙連合会、グリーン購入ネットワークである

⁴ 平成 12 年 10 月 12 日に開催された第 2 回作業部会（紙類）において、判断の基準等の案について検討し、作業部会案を決定、第 2 回検討委員会（平成 12 年 10 月 18 日開催）に報告・了承された

① コピー用紙に係る判断の基準

コピー用紙に係る判断の基準の古紙配合率を 100%に設定した主たる理由は、以下のとおり。

なお、検討に当たって、日本製紙連合会から古紙配合率 100%の製品をネガティブに考えるものではないが、当該時点における判断の基準としては古紙配合率 70%以上がふさわしい基準ではないかとの意見⁵が出されたところであるが、作業部会として判断の基準等の案を決定し、検討委員会へ報告することとされた。

- 廃棄物の削減、資源の有効利用、森林資源への需要圧力の緩和による公益機能の維持等の観点から古紙リサイクルを推進することが極めて重要であること
- 製紙工場におけるエネルギー使用量を削減する観点からは、古紙利用の推進が望ましいこと
- コピー用紙については、推奨リストの分野別ガイドラインにおいて平成 12 年度末を目途に古紙配合率 100%とするとされていること
- 既に国等においては古紙配合率 100%のコピー用紙を調達している省庁が多くなっていたこと
- 都道府県及び政令市においても古紙配合率 100%のコピー用紙を調達が行われていたこと
- 平成 12 年 9 月に作成した個別製品リスト（第 3 版）における古紙配合率 100%かつ白色度 70%程度以下の製品の登録数は 30 製品（58 製品中。再掲）であり、市場に十分な製品が供給されていたこと
- 平成 8 年後半から平成 10 年度にかけて大規模な古紙余剰問題が発生したこと

② 印刷用紙に係る判断の基準

印刷用紙に係る判断の基準の古紙配合率を 70%以上に設定した主たる理由は、以下のとおり。

- 印刷用紙については、推奨リストの分野別ガイドラインにおいて平成 12 年度末を目途に古紙配合率 70%以上とするとされていること
- 印刷用紙の国内出荷量は、コピー用紙の 10 倍程度あり、紙の生産に必要な一定量のバージンパルプの投入は、印刷用紙において担保されること

⁵ ①古紙配合率 70%を制度の出発点として LCA 評価方法の進展を踏まえ見直したらどうか、②環境負荷の増大（歩留低下による化石燃料使用量の増加、スラッジの増加、排水負荷の増大）とコスト上昇が懸念されること、③バージンパルプを含有している古紙配合率 70%の用紙の方が 100%用紙より原料価値が高く、リサイクル適正が高い、④古紙配合率 100%以外の製品が「環境物品」としての社会的評価が得られない懸念、⑤コピー用紙は低古紙配合の製品が多いことから古紙配合率 70%製品の普及拡大で十分古紙利用拡大に寄与できること、⑥古紙配合率 100%の用紙は生産が限定的で購入の自由度が低いこと（当時の日本製紙連合会の調査によると古紙配合率 100%の用紙の市場シェアは 11.6%）

- 平成 12 年 9 月に作成した個別製品リスト（第 3 版）における古紙配合率 70% かつ白色度 70%程度以下の製品の登録数は 51 製品（133 製品中。再掲）であり、市場に十分な製品が供給されていたこと